

# 合併処理浄化槽

## 維持管理費補助金制度

—平成 25 年度分受付期限は **9 月末日まで**—

☎ まちづくり課 下水道係 ☎77 - 3924

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理しています。浄化槽の効果的な利用には、浄化槽内の微生物が活動しやすい環境を保つことが大切です。そのためには、浄化槽法で定められた保守点検、清掃、法定検査を実施することが必要です。適正な合併処理浄化槽の維持管理をしている方に、維持管理費の一部を助成します。

### 補助対象者・補助金額

#### ■対象者

芝山町に住所を有し、住宅に設置した10人槽以下の合併浄化槽を適正に維持管理をしている方

■補助金額 毎年1回 1万円

#### 対象とならない方

- ・ 浄化槽の設置届をせずに合併処理浄化槽を設置した方
- ・ 水質に関する検査（法定検査）を受けていない方
- ・ 合併処理浄化槽の水質検査の結果が不適正と判定された方
- ・ 千葉県浄化槽取扱指導要綱を遵守していない方
- ・ 賃貸など営利を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置した方
- ・ 町税を滞納している方

#### 補助対象となる経費

合併処理浄化槽の維持管理にかかる保守点検費（※1）・法定検査費用（※2）

#### 査費用（※2）

#### 補助対象とならない経費

- ・ トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽の維持管理費
- ・ 汚泥の汲取り（清掃）にかかる費用

#### 受付期限・申請の方法

■受付期限 9月末日

■申請方法 まちづくり課下水道係備え付けの申請用紙、または町ホームページから印刷した申請書類に、必要書類を添えて申請してください。

#### ■必要な書類

- ① 維持管理に関する契約を証明する書類の写し
- ② 平成25年度に法定検査を受検し、適正であることを証明する書類の写しと領収書の写し
- ③ 平成25年度中に保守点検を実施した記録票の写しと領収書の写し

# 合併処理浄化槽設置費補助金

台所や洗濯、風呂から流される生活排水は、河川や海の水質悪化の大きな要因となっています。トイレの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」では、河川などの水質汚濁を防止することはできません。

家庭から発生する生活排水を一括処理する「合併処理浄化槽」の設置を進めています。

合併処理浄化槽を設置する方には、次のような補助金があります。

## ■対象者

下水道事業、農業集落排水事業の供用開始区域以外にお住まいの方で、住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方

※予算に限りがありますので、お早めに申請してください。

## ◎補助金に関する問合せ まちづくり課下水道係

### 新設排水設備に係る補助金額

排水設備の延長距離	補助額
10m以下	10,000円
10～20m	20,000円
20～30m	30,000円
30～40m	60,000円
40～50m	75,000円
50～60m	120,000円
60～70m	175,000円
70～80m	240,000円
80～90m	270,000円
90～100m	350,000円
100m以上	400,000円

### 合併処理浄化槽への転換補助

	人槽区分	補助額
単独浄化槽	5人槽	552,000円
	6～7人槽	634,000円
	8～10人槽	768,000円
汲取り槽	5人槽	452,000円
	6～7人槽	534,000円
	8～10人槽	668,000円

### 新規設置の浄化槽に係る補助金額

浄化槽の大きさ	補助額
5人槽	280,000円
6～7人槽	320,000円
8～10人槽	390,000円

## 下水道排水設備工事責任技術者

# 登録更新の 手続きが必要です

下水道排水設備工事責任技術者の資格有効期限が平成27年3月31日の方は、登録更新の手続きが必要です。

手続きをしなかった場合は資格を喪失しますので、お早めに手続きをしてください。

■受付期間 9月1日(月)～12日(金)

■申請書類 登録住所へ郵送

■更新講習会

○受講日 11月7日(金)・12日(水)のいずれか1日

○会場 千葉市民会館  
(千葉市中央区要町1-1)

■問合せ 千葉県下水道協会事務局  
(千葉市役所下水道経営課内)

☎043-245-6112

詳しくはホームページをご覧ください。URL <http://www.jswa-chiba.jp/>

※2 法定検査とは  
浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が発揮されているかを確認する重要な検査です。毎年1回、検査を受けることが法律で定

◎保守点検に関する問合せ  
(社)千葉県環境保全センター  
☎043-245-1422

※1 保守点検とは  
浄化槽のさまざまな装置が正常に作動しているか点検し、装置の調整・修理、汚泥などの引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。  
保守点検の作業には技術上の基準があり、専門的知識や技能、専用の器具機材が必要です。県知事登録をしている保守点検資格のある業者に作業を委託することをおすすめします(年3回以上、点検費は有料)。



められています。検査は、公的な検査機関が行います。(11条検査年1回 5千円)  
◎法定検査に関する問合せ  
(社)千葉県浄化槽検査センター  
☎043-246-6283